

食料・農業・農村政策審議会企画部会における
気候変動等対応品種育成・普及小委員会の設置について（案）

令和 8 年 月 日

食料・農業・農村政策審議会企画部会決定

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第 9 条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下「部会」という。）に、気候変動等対応品種育成・普及小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和 8 年法律第 71 号）第 5 条第 4 項に規定する基本方針の策定又は変更その他重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する事項を調査審議させる。

第 2 条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第 3 条 小委員会の審議は、部会長が指名する委員及び専門委員が行う。

第 4 条 小委員会に座長を置き、部会長が委員及び専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第 5 条 小委員会の庶務は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課において処理する。